真のタックスペイヤーをめざす





法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業活性化のための税制措置の確立と 聖域なき行財政改革の推進を強く求める!

法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人 全国法人会総連合 (以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたも ので、「社会保障と税の一体改革と今後のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「国と地方のあり 方 | 「震災復興 | などからなっている。

全法連では、全国85万会員の声として、財務省、中小企業庁、自民党および国会議員などに対して 実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長 あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1.社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

- ○我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」 であり、高齢化社会の急進展により今後の社 会保障給付は急速な増大が不可避とされるこ とから、社会保障制度の改革は急を要する。
- ○改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効 率化1によって抑制するかが重要である。給付 財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増 税しても間に合わない。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- ○消費税率の引き上げに当たっては、景気に 十分な配慮が必要なほか、現在施行されてい る[消費税転嫁対策特別措置法]の効果等を検 証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、 さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- ○事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執 行コストおよび税収確保などの観点から、当 面(税率10%程度までは)は単一税率が望まし い。また、インボイスについては、単一税率で あれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応 できるものと考えるので、導入の必要はない。

3.財政健全化に向けて

○財政健全化の達成は税の自然増収や増税

- のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が 不可欠である。その際には社会保障をはじめ とした各歳出分野に削減目標を定め、その達 成に必要な具体的方策と工程表を明示して着 実に実行することを求める。
- ○消費税率のさらなる引き上げに当たっては 経済への負荷を和らげる財政措置も必要にな ろうが、財政健全化の阻害要因とならないよう 十分注意すべきである。
- ○国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇 など金融資本市場に多大な影響を与え、成長 を阻害することが考えられる。市場の動向を踏 まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

- ○社会保障の安定財源確保と財政健全化のた めに、消費税が引き上げられることは重要であ るが、その前提に「行革の徹底」があったことを 改めて想起する必要がある。
- ○[まず隗より始めよ]の精神に基づき地方を 含めた政府、議会が自ら身を削らなければなら ない。

5.共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当たっては国民の利 便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知 し、定着に向けて取り組んでいくことが必要で ある。

○個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐため のプライバシー保護など制度の適切な運用が 担保される措置を講じるとともに、コスト意識 をもつことも重要である。

6.今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①国際間の 経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策 等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇 用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急 進展④グローバル競争とそれがもたらす所得 格差など、経済社会の大きな構造変化――な どにどう対応するかという視点等を踏まえ、税 制全体を抜本的に見直していくことが重要な 課題である。

経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法 人実効税率は35.64%に引き下げられた。しか し、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致 などを目的に大幅な引き下げが行われている アジア、欧州各国との税率格差は依然として大 きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移 転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全 体の衰退につながる恐れがある。これらの観 点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅 に軽減すべきであり、政府が示した来年度から の法人実効税率引き下げを着実に実行すべき である(法人実効税率20%台の実現)。

○税率引き下げの代替財源については、財政 健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財 源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制 全般の改革の中で検討されることが望ましい (代替財源として課税ベースを拡大するに当 たっては、中小企業に十分配慮すべき)。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15% を時限措置ではなく、本則化するよう求める。 なお、直ちに本則化することが困難な場合は、 適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置 かれている軽減税率の適用所得金額を、少なく

とも1.600万円程度に引き上げるよう求める。

- ○中小企業投資促進税制については、対象設 備を拡充したうえ、「中古設備」を含め、本則化 することを求める。
- ○小額減価償却資産の取得価格の損金算入 の特例については、損金算入額の上限(合計 300万円)を撤廃し、本則化することを求める。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地 域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢 献しており、経済の根幹を支える重要な存在で ある。その中小企業が相続税の負担等により 事業が承継できなくなることは、日本経済に大 きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制 度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるな ど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業 が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であ り、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般 資産と切り離した本格的な事業承継税制の創 設を求める。

国と地方のあり方

○地方分権は権限と責任が国から移行すること を意味する。従って地方は国依存から脱却し自 立・自助の体質を構築することが不可欠となる。 ○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行 政改革についても、自立に向けて自らの責任 で政策を企画・立案し実行していくことが求め られる。

震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善され ていない。復興事業に当たっては、予算を適正 かつ迅速に執行するとともに、原発事故への 対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必 要がある。また、被災地における企業の定着、 雇用確保を図る観点などから、実効性のある 措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」で ご覧いただけます。

http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/

- 東京法人会連合会 -

第2回理事会

[とき] 平成26年8月26日(火)11:00~ 「ところ〕朝日信用金庫西町ビル7階

最初に東京上野税務署幹部の異動により、 初顔合わせということで名刺交換が行われました。 続いて、理事 49 名中、出席者 33 名で過半 数を超え理事会が成立しますという発表の後、 議事が進行されました。委員会や部会の活動報 告と計画についてそれぞれ発表して頂きました。



▲小林会長



▲小林署長



▲板垣副署長



▲荒内法人課税 第1部門統括官





委員会報告

[とき] 平成26年8月22日(金)10:30~ [ところ]朝日信用金庫西町ビル4階



第3回総務委員会第4回総務委員会

[とき] 平成26年10月21日(火)10:30~ [ところ]朝日信用金庫西町ビル4階



総務委員会(石本委 員長) が開催されまし た。

東京都立入検査、規 程・規則の制定等につ いて話し合われました。



総務委員会(石本委 員長)が開催されまし

> 東京都立入検査、次 年度の通常総会日程等 について話し合われま した。

と き] 平成 26 年 10 月 20 日 (月) 14:00~ 「ところ〕朝日信用金庫西町ビル7階



組織委員会(麻牛委 員長) が開催されまし

今年度の会員増強活 動、加入勧奨、獲得 目標等について話し合 われました。

第1回組織委員会 [と き]平成26年8月7日(木) 11:30~



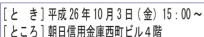


[ところ]朝日信用金庫西町ビル4階



社会貢献委員会(木 村委員長) が開催さ れました。

歷史講演会、「被災 時協力エントリーシー ト」等について話し合 われました。





事業委員会(太田委 員長) が開催されまし た。

「税を考える週間・大 型講演会」の告知方 法、当日の役割等に ついて話し合われまし

第3回事業委員会 [と き]平成26年9月11日(木)15:00~ 「ところ]朝日信用金庫西町ビル4階



第1回広報委員会

広報委員会(古茂田 委員長) が開催されま した。

平成 26 年度下期広報 活動について話し合わ れました。

部会報告

部会 役員会

開催日](いずれも) 平成26年8月25日(月) [ところ](いずれも)朝日信用金庫西町ビル7階

7月より着任された署の新幹部の方々との初顔合わせを兼ねて、各部会で役員会が開催されました。

【青年部会】(常見青年部会長) 第3回 役員会 15:30~

【女性部会】(吉田女性部会長) 第3回 幹事会 13:00~

【上野優由会】(與出会長) 第3回 役員会 14:00~







東京上野税務署 VS (公社)上野法人会青年部会

ボウリング大会

き] 平成 26 年 10 月 10 日 (金) 18:30 ~ 「ところ」東京ドームボウリングセンター

東京ドームボウリングセンターにて、東京上野税務署VS上野法人会青年部会との懇親ボウリング大会を開催致しました。32名のご参加を頂き、2ゲームスクラッチ競技を行い、各レーンともストライク、スペアーが出るたびに大変に盛り上がり、和気恵をなとても楽しい会社がある。 となりました。団体成績は、税務署 4,068 点対青年部会 4,139 点の大接戦でしたが、上野法人会青年部会が優勝しました。 (文・写真 志賀青年副部会長)









源泉部会

第2回研修会 「労務管理と健康管理のあらまし」「報酬・料金等の源泉徴収事務」

【とき】平成26年8月6日(水) 13:30~15:30 【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

【講師】上野労働基準監督署次長大村朝常氏



第3回研修会

【とき】平成26年9月19日(金) 13:30~15:30 【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階 【講師】東京上野税務署 法人課税第二部門 生田裕章国税調查官



第4回研修会 「年末調整と法定調書の作成」

【とき】平成26年10月30日(木) 13:30~16:00 【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階 【講師】東京上野税務署 法人課税第二部門



第31回 法人会全国大会 栃木大会

第31回法人会全国大会が平成26年10月16日、栃木県宇都宮市にて開催されました。 会場の栃木県総合文化センターには、全国の法人会より 1,900 名が参加しました。

第1部は、杉尾秀哉氏を講師に「日本の行方~政治と経 済の現状分析と展望」という演題にて講演をいただきました。

第2部の式典では会員増強・研修参加向上・福利厚生制 度推進等の優績表彰や青年部会による租税教育活動の報告 がなされました。また、「法人実効税率を20%台の早期実現」 「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成 27 年度税制 改正に関する提言」が掲げられました。

第3部の懇親会においては、各地の法人会間で賑やかに 親交を深める様子が伺え、土地柄、会場内には餃子のよい 香りが漂っていました。



き】平成26年10月16日(木) 【ところ】栃木県総合文化センター



| 法が施行されると | 法が施行されると

昨年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称:マイナンバー法)」が公布され、来年10月には国民1人に1つの番号(これを個人番号といいます)が付与されます。

本稿では、平成27年10月以降、大きく変わりそうな社会保険・税の会社事務について概説します。

●マイナンバー制度とは何か

マイナンバー制度は、簡単にいうとどういうものなのでしょうか。

内閣官房の資料によると、「番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である」と記載されています。

今後、マイナンバー制度は水道や電力、道路などのように、国民生活に欠かせない「インフラー 基盤」になっていくのです。

●誰が対象となるのか

マイナンバーの対象は、個人と法人です。

報道等では個人番号に注目が集まっていますが、 法人にも番号は付番されます。

個人番号は、住民票コードの付番履歴のある日本国民及び中長期在留者、特別永住者、一時庇護者及び仮滞在許可者、経過滞在者に対して市区町村が付番します。

新生児からお年寄り、外国人に至るまで自分の 番号を持つようになるのです。

なお、法人に対しては国、地方自治体、登記している法人、法令に基づき設置されている登記のない法人、納税義務や源泉徴収義務、法定調書の提出義務がある人格のない社団などに国税庁長官が付番して行きます。

●マイナンバー法がめざすもの

マイナンバー制度を政府が国民を監視するためのツールと誤解している向きもありますが、実際のところ法律を読んでみると、そうではないことが分かります。

どちらかというと、社会保険の給付を適切に行いたい、 そのために所得等を 正確に把握したい、という趣

マイナンバー法によって実 現したいことは、次のような ものです。

旨になっています。

① よりきめ細やかな社会保 障給付の実現

例)総合合算制度(仮称) の導入、高額医療制度・高額 介護合算制度の現物給付化

(費用立替をなくす)、給付 過誤や給付モレ、二重給付の 防止ができる。

- ② 所得把握の制度の向上 番号を使うことで効率的に 名寄せ・突合することが可能 となるため、所得の把握が容 易になる。
- ③ 災害時における活用

例) 災害時要援護者リストの作成および更新、 災害時の本人確認、医療情報の活用、生活再建へ の効果的な支援などが考えられる。

- ④ 自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅 のパソコン等から入手できる
- 例) 各種社会保険料の支払い、サービスを受けた際に支払った費用の確認、制度改正等のお知らせ、確定申告等の行う際に参考となる情報の確認などができるようになる。
- ⑤ 事務・手続の簡素化、負担軽減

所得証明や住民票の添付省略、医療機関における保険資格の確認の簡素化、法定調書の提出に係る事業者負担の軽減などが考えられる。

⑥ 医療・介護サービスの向上

継続的な健康情報・予防接種履歴の確認、乳幼児健康診断履歴の継続的把握における児童虐待の早期発見、難病等への医学研究において、継続的で正しいデータの蓄積が可能、地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる、各種行政手続において診断書添付の省略、年金手帳、医療保険証、介護保険証の一元化などができます。

以上が大綱で記載された今後実現したいことで

6 UENO

す。

ただ、これらはすぐにできるものと、法改正が 必要なものもあるため、今後少しずつ取扱いが変 わってくるようになります。

当面は、⑤の行政事務効率化が始まって行きます。

●民間事業者(企業)が個人番号を利用する場面

民間事業者(企業)は、従業員・顧客・株主などから、個人番号(マイナンバー)を記載した書面などを受け取り、「給与所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」といった法定調書に個人番号を記載した上で、税務署に提出します。

また、年金、健康保険、雇用保険などの各種社会保障手続において、従業員から個人番号を記載した申請書などを受け取り、日本年金機構や健康保険組合などへ提出します。

●今後のスケジュール

マイナンバー法は、平成25年5月31日に公布されました。その後、本年1月1日には特定個人保護委員会が設置されるなど、準備は着々と進んでいます。

今後は、平成27年10月をめどに個人番号が 各市区町村から通知され、平成28年1月をめど に個人番号の利用が開始される予定です。

なお、番号通知の方法ですが、郵送で、住民票 のある住所に「通知カード」によって行われます。

一方、法人番号は平成27年 10月以降、書面により国税庁 長官から通知される予定です。

また、法人番号はホームページで公開されるようになります。

●実務上の留意点

まずは、自社のマイナンバー 対応範囲とスケジュールを確認 します。

人事・労政、経理などは当然 として、営業の部署はどうでしょ うか。

マイナンバーは顧客や個人の 取引先などからも番号を取得す る必要があるため、番号につい て関わる関係部署はどこなのか、を確認します。

次に、社員に対する教育・研修が必要になるで しょう。

マイナンバー制度の概要は、全社的に周知徹底しておくべきです。

なぜなら、マイナンバー法は、すべての民間企業に対して、特定個人情報(マイナンバーのついた個人情報)の取扱いに関する管理義務を置いています。

そして、漏えい等した場合の罰則がかなり厳し いものになっているからです。

個人情報保護法よりも情報の管理等が厳格であることに留意が必要です。

●人事給与、経理関係の部署

社員の所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収、 社会保険料(健康保険、厚生年金、介護保険、雇 用保険)の納付、被保険者資格及び給付に関する 申請や異動等に関する届出においてマイナンバー を利用します。

以上、マイナンバー法について個人番号中心に 見てきましたが、法人番号利用についての視点も 考慮しておくといいでしょう。

1つの法人に1つの番号が付番されるのですから、法人情報の名寄せ・突合を効率的に行うことができるようになりますし、EDI(電子データ交換)取引等で活用できることが期待されています。 (2014.9.30記)

法律名	条文番号	届出事項		
健康保険法	48条	被保険者の資格取得、喪失、報酬月額およ び賞与額に関する事項		
厚生年金保険法	27条	被保険者の資格取得、喪失、報酬月額およ び賞与額に関する事項		
雇用保険	7条	被保険者の資格取得および喪失		
所得税法	225条	利子所得、配当所得に関する支払調書、報酬、 料金、契約金、利子等に関する支払調書、 損害保険・生命保険の保険金給付に関する 支払調書、不動産等の譲渡対価・貸付斡旋 手数料の支払調書など		
国外送金等 支払調書法	4条1項	国外送金等支払調書		

会計から経営力を強化する!!

〈経営セミナー〉

平成 26年 9月11日(木) 13:30 ~ 16:30

会場朝日信用金庫西町ビル7階

会計から経営力を強化する!! 「伸びる会社の 財務諸表」をテーマに、中小企業診断士として ご活躍のイマセ総合経営研究所代表、今瀬勇 二氏を講師としてお招きし、会社数字の的確な 把握による環境変化に負けない経営体質を作る ことを主眼とした講義を頂きました。講義内容は、 「自社の状態をビジュアルに見よう」から始まり、 「一目で分かる自社の不安全性」、「不安全性解 消の戦略をつくる」、「キャッシュを生み出す経営 とは」、「融資の際の金融機関の着目点」等々 についてプロジェクター等を使用しての具体的な 解説がありました。今回のテーマから当日は経 4 営者層のご参加が多く、受講後の感想として、 内容・理解度ともに高評価をいただきました



イマセ総合経営研究所 代表 中小企業診断士

氏





[日時] 平成26年10月2日(木) 14:00~16:30

【会場】 朝日信用金庫西町ビル7階

【講師】東京上野税務署 ◆法人課税第1部門

幾世橋 享明 上席国税調查官

◇ 資産課税部門

小野 千絵 上席国税調査官



幾世橋上席

税制セミナー「平成 26 年度税制改正の概要とポイント」をティ マにセミナーを開講しました。本セミナーについては、毎年定期 的に実施し当該年度における税制改正について解説頂いていま すが、今回は、「法人税及び消費税関係を中心とした平成 26 年度税制改正のあらまし」と「相続税及び贈与税の税制改正(平 成27年1月1日施行)のあらまし」の二部構成で実施しました。 法人税関係については、東京上野税務署法人第一部門、幾世 橋上席国税調査官に担当頂き、相続税関係については、同署 資産課税部門、小野上席国税調査官よりお話し頂きました。タ イムリーなテーマということもあり、当日は60名近くの参加を頂き、 皆さん熱心に聴講いただき終了後に個別で質問される方もいらっ しゃいました。お二人の上席国税調査官お忙しいなか有難うござ いました。



小野上席



女性部会(吉田部会長)では、セミナー「知るほどに面白い!筆跡心理学」を開催しました。 講師の林先生は経営者向けに数多くの筆跡改善やカウンセリングを行い、その実績や満足度で 非常に高い評価を得ている筆跡診断のスペシャリストです。今回は、手書き文字を通じて自分を 見つめ直し、今後の自己表現の手段としてより魅力的な「手書き力」をつけることで、開運・成 功につながるということをテーマに、様々な手書き文字の演習を交えつつ大変興味深い研修を受 けることができました。まず、手書き文字には書き手の「性格」「考え方のクセ」「行動傾向」 「深層心理」「書いた日の心理状態」などが表れ、自分が考えている以上に他人に与える印象を 左右するということ、よって、ただ「字を書く」という意識ではなく、「私とはこんな人」という自分 のイメージを表現するつもりで丁寧に、力強く書くことがとても大事だということでした。



司会•中立女性副部会長



<講座内容>

○筆跡心理学って何?

するのか?

○どんな字を書けば成功

○悪筆な人ほど成功する!?

〇手書き力で運をつかめ

挨拶•吉田女性部会長

【とき】平成26年10月10日(金) $14:00 \sim 16:00$ 【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階



講師 しょうかどう 有限会社 厅佳堂 代表取締役 はやし 林 香都恵 氏

またそのためには、自分の文字の特徴やクセを正確に把握することが とても重要となり、手書き文字を自分を良く理解するためのセルフカウン セリングツールとして上手に取り入れ、自分の長所をうまく表現できる ような印象の良い字となるように筆跡改善をしてゆけば、心も整って良い 状態となり、幸運にもつながってゆくということでした。手書き文字の持 つ影響力や可能性の大きさに、目から鱗が落ちる思いで講義に聞き入っ てしまい、あっという間の2時間でした。

今回のこのセミナーは女性部会で企画したものでしたが、おかげさまで 一般の方からも多数お申込みを頂き、特に男性の参加者も多く、「筆跡 心理学」への関心の高さが窺えました。講義終了後も熱心に質問をされ ている方、また「大変参考になりました」との意見も頂き、参加者の方に とっても、とても有意義なセミナーだったことと思います。

リーダーに求められる資質・能力で「決断力」 「実行力」がよく挙げられます。

確かに、企業業績を上げていく上では欠かせな いものです。

いつの時代も変化の波の渦中にあって、それら 資質・能力を発揮する前提として「

感受性」を持 ち得ているかどうかが、最も大切です。

感受性の鋭いリーダーは、物事の本質を感じ取 ることに優れるばかりか、時代や社会の流れを正 しく的確に読み取って戦略を構築し、さらには先 へ進むことへの障害となる問題点を把握して、改 善対応する力へと転換させることに秀でています。

感受性の秀でているかどうかで時代を作ってい くことを可能にするのを、今年の大河ドラマでの 黒田官兵衛、その人に見ることができ、いかに感 受性の大切さがご理解いただけようというもので す。

加えて、今日の企業社会の中では、効率と成果 を最優先で求める一方で、心病む社員が職場の中 で増え続け、労災認定申請も増加の一途です。

家庭崩壊ならぬ、職場崩壊にもなりかねない環 境にもあります。

こうした時代にこそ、リーダーの資質として、 社員の声に耳を傾けるカウンセリングスキルを活 用した部下の人材育成を図るうえで、リーダーの 感受性の発揮が強く望まれています。

カウンセリングの世界では「人間をどうみるか」 が基本的に重要です。

一見して能力が低いと思われる人間でも実は能 力がある、ヤル気がないように見えてもヤル気を 持っているといった性善説的な立場で相手の人間 を見ていくのです。

そうした考えに立った姿勢でなければ人は育っ ていきません。

とくに、若い社員ほど、「シロかクロか」「善 か悪か」「正答か誤答か」といった、曖昧さを許 さない「YESかNOか」で判断する基準で育っ てきた世代だけに、「好きか嫌いか」「面白いか 面白くないか」という割り切り方を即座にしてし

まいがちです。

そうした社員 を怒鳴ったり、 尻を叩くなどの 育て方は、全く とは言いません が、通用しない ものになってい ます。

叱咤された相 手は、ヤル気や 働く意欲をなく

経営コンサルタント

但木 紘诰

してしまいかねないと心得るべきです。

事実、昨今、新卒社員の3年以内での高い離職 データが出ていますが、去って行った若手社員も 上司とのコミュニケーション問題を退社理由に挙 げており、どうもリーダーの人材育成での責めも 否定できない側面もあるのではないかとも推察さ れます。

相手の声や考えにじっと耳を傾けながら、「相 手が問題解決にどう向き合い、自主的・自発的に 行動していくようになるのか」という相手の思い や心を感ずる感受性を研ぎ澄ますことが、今、リ ーダーとして常に心掛けていくことです。

カウンセリングでは、指示を出さずに、話を聞 くことに徹して、相手自らが自発的に答えを考え て出すように仕向けていくことが大事なことです。

一段と競合激化の厳しい経営環境にあって、 「社員の意欲の総和」である《社力》を伸ばして いくことが業績向上ともなる時代です。

リーダーの感受性が鋭敏なものであるかどうか の差は、会社の成長を左右する要素だといっても 言い過ぎではないでしょう。

そのためにこそ、今ほど、リーダー資質として の感受性の発揮が最優先されることが欠かせない のです。

リーダーが感受性を磨き上げ、感応する力を培 ううえでは、自己啓発や研修・研鑽の機会を積極 的に得ていくことはとても大切なことです。



(株)プロモーターズ・カンパニー、中小企業診断士 石川麻子

【金融庁が抜本的企業再生の取り組みを促す】

~中小企業の転廃業促す、金融庁、返済猶予から転換~。これは、平成26年3月19日付けの日本経済新聞朝刊の記事のタイトルです。

金融庁は、中小企業円滑化法に基づいて返済猶予を受けてきた中小企業に対し、これまでのように無条件で返済を猶予するのではなく、金融機関が抜本的な企業再生に取り組むよう転廃業を促す方針に転換しました。

借り手の中小企業の経営者にとっても、融資の 返済猶予は、もろ刃の剣で猶予期間中に返済原資 となる本業の収益力が回復しなければ、最終的に は倒産するリスクは高まり、破産すれば、「ブラ ックリスト」に載り、新たな借り入れは難しくな ります。記事によると、借り手企業は、以下の4 つの選択肢の検討を迫られるということです。

①早期の事業再生、②事業再編、③業態転換、 ④休廃業。

中小企業円滑化法は、2009年12月に導入され、13年3月に終了しましたが、その後も金融庁は激変緩和のため、継続的に金融機関に「返済猶予」を求めていました。しかし、今後は「抜本的な企業再生」を求める方向に舵を切るようです。

【金融円滑化法利用後の倒産が増大】

帝国データバンクの調査集計によると、201 3年度の「金融円滑化法利用後倒産」は562件であり、2012年度の428件を大幅に上回り、年度としては過去最多を記録し、「金融円滑化法利用後倒産」は増加傾向を示しています。

これは、返済猶予を受けていても、経営課題を 先送りにしてきた企業、もしくは経営改善計画が 想定通りに進まず、むしろ経営状態が悪化した企 業が増加しているためといえるでしょう。

金融庁は、金融検査マニュアルの監督指針に、 「借り手企業の経営改善を最大限支援するべき」 と明記して、検査・監督で徹底しています。

上記の金融庁からの通達同様、具体策のない返済条件緩和の継続は、単なる延命にすぎず、抜本的な企業再生の取組みが喫緊の課題となっていま

す。

【経営者保証に関するガイドライン】

また、2月から「経営者保証に関するガイドライン」が適用開始となりました。

中小企業が融資を受ける際、今まで当然のよう に経営者が連帯保証人を求められていた習慣を見 直すというものです。

これまで、融資を受けた中小企業が返済できず に倒産した場合、経営者が多額の借金を背負い、 再起が図りづらくなるなどの弊害を生んできまし た

ガイドラインでは、連帯保証の見直しを申し出る際のポイントとして、次の3つの対応を要請しています。

①中小企業と経営者(保証人)との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保です。

これは、倒産の可能性のある企業は、早急に財 務内容を整理して金融機関に届け出なさいとのメ ッセージでもあります。

【今、中小企業がやらなくてはいけないこと】

これらの動きは、今まで返済の条件変更を行う ことで厳しい経営を乗り切ってきた中小企業経営 者に対し、今後数年の間に倒産をも覚悟した抜本 的な経営改善の必要性を突き詰めたものです。

まさに、自社経営を改善するのは「今」しかないのです。

企業の目的は、利益を生み、成長、発展、存続していくことです。しかし、実際は、売上はなかなか上げられるものではなく、必死で毎日営業に走り回っていると、次は運転資金が不足し、それをどこからか調達する必要が出てくるため、金融機関からの融資を試みます。

いままで「返済猶予」に応じてきた金融機関は 今後、「抜本的な企業再生」を求める方向に変わっ てきています。

必死に稼いだお金が利息や返済に消えていく、 負の経営サイクルに陥っている赤字体質の企業を、 構造自体を根本的に見直し黒字体

質に変え、一刻も早く借入金返済を急ぐことが今、 必須です。

【現状、何が経営の問題なのか】

当たり前のことですが、事業が成り立っている 状態とは、営業利益が確実にプラスで、債務がな ければ、キャッシュが貯まる事業であるということです。

経常的に利益がマイナスになるようでならば、 事業を継続してもどんどん資金が流出してしまい ます。

果たして、現状、会社はそのような状況になっているのかどうか、まずは、その企業体質を確認する必要があります。

このように、企業の現状の経営実態を調査、分析し、問題点の有無を把握することを、デューデリジェンスといいます。

基本的な経営改善計画実行までの流れが表①です。

企業活動の結果を顕著に表すものは、定量的な 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)です。

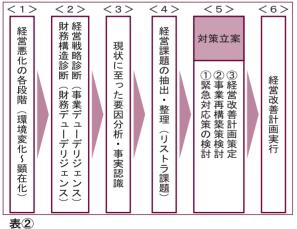
まずは、これらを分析することで、赤字の原因 である収益構造や効率性の悪い財務構造などのポ イントを抽出することができます。

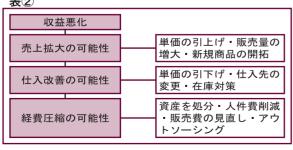
そして抽出したポイントは、事業の定性的な事 実や資料を元に具体的な問題点の理由や根拠、そ して、なすべき課題を明らかにしていきます。 (表②)

例えば、赤字の原因が売上の低下によることが 判明すれば、販売数が減ったのか、販売単価が落 ちたのか。

どの商品が売れ、どの商品が売れなかったのか。 得意先に変化はあったのか、競合他社はどのよう な状況なのか、など具体的な根拠原因を探求して いきます。

表①





また、もし赤字の原因が原価率の上昇であることが判明すれば、それは物価の上昇なのか、市場の激化なのか、生産性の悪化なのか、もし原因が販売管理費であるならば、同じように、業務プロセスの見直しや固定的な費用などを検討していきます。

【お金の出入りと過不足を管理する】

また、時限を決めた資金繰り表の作成が必要です。

資金繰り表は、損益計算書とは異なり、日々の 現金収支の状況や、実際に手元の運転資金はどれ だけなのか、現在の借入金を遅滞なく返済するた めには、毎月どの位のキャッシュを用意すれば良 いのかなどを管理する非常に重要な事業の管理表 になります。

仕入先への買掛金の支払いや借入金の返済、消費税や源泉税の支払いなどは、多額のキャッシュが流出するにも関わらず、損益計算書には全く影響を与えません。

そのため、ついついその資金を忘れがちになり、 支払が滞れば不渡りなど事業の継続が危うくなる 事態にも成り兼ねないので、細心の注意が必要で す。

【利益計画を立てよう】

以上に挙げた、黒字化に向けての現状の問題点 と課題を具体的に解決し、必要売上高および利益 と、その資金調達と返済を行う計画を立てます。

①売上拡大の可能性、②仕入改善の可能性、③ 経費圧縮の可能性、の数値計画を立てるとともに、 それを実現する具体的行動計画に落としていきま す。

例えば、売上拡大であれば、数値計画は、新規 顧客5件/月、単価向上5%で月合計1,500 万円など。

具体的行動計画は、展示会や交流会への参加で毎回1件の成約、付加価値を訴求するPRツールを用い価格交渉を行う、など知恵を絞ります。

常に、進捗確認と数値計画・実行計画の修正を 行うことが有効です。

堅実なのは、社内の経費削減です。

どれだけ、日常の業務にムリ、ムダ、ムラがあるかを常に意識し、改善提案を行い、徹底していくことが、社員一人ひとりに経営意識を持たせることにも繋がります。

経営者の皆さん、今こそ経営の「体質改善プログラム」を決行しましょう!

支部・地区だより

【入谷支部】 <服部支部長>



平成 26 年 8 月 28 日 (木) 奄美

支部役員会

平成 26 年度入谷支 部下期の活動、会 員増強運動等につ いて話し合われ、 様々な意見交換が なされました。

【秋の町会バス旅行】



平成 26 年 9 月 28 日 (日) 河口湖

竹町支部

台東四丁目地区 (中山地区長)

世界文化遺産の浅 間神社、茅葺集落の根場など河口湖 周辺を散策し、ぶ どう狩りを楽しみ ました。

【慶寿会】



平成 26 年 10 月 4 日 (土) 台東一丁目区民館

二長町地区

(麻生地区長)

御長寿をお迎えの 方々をお祝いし 東京マンドリン合 奏団のミニコン サートを楽しみま

【町会日帰りバス旅行】



平成26年10月5日(日)埼玉県秩父、長瀞

御徒町一丁目地区

(杉山地区長) 当日は小雨でした

が見学場所では雨 も上がり、楽しみ にしていたSL列 車にも乗車でき、 楽しい旅行でした。

東上野支部

東上野支部(尾高支部長)

【東上野地区大運動会】



平成26年8月24日(日)箱根小涌園ユネッサン 幅広い年齢層の方々が参加し、屋内外の プールや庭園露天風呂を満喫しました。



平成 26 年 10 月 19 日 (日) 旧下谷小学校校庭

赤ちゃんから高齢者まで幅広い年齢の方が競技に参加し、活気ある運動会でした。

東上野一丁目地区(横川地区長)

【町会バスツアー】



平成26年10月5日(日)石和温泉、勝沼 ぶどう狩りや勝沼ワイナリーの後、温泉 に浸かり美味しい料理に舌鼓しました。

東上野徒三地区(樺澤地区長)



平成26年8月3日(日)東上野二丁目12番地遊歩道エリア 子供から年配の方まで協力して食材を焼き、会話を楽しみながら食べました。

東上野宮元地区(矢口地区長)



平成26年8月23日(土)下谷神社境内及び参道平成26年9月13日(土)神吉会館

37回目となる今年のふるさと祭りは例年以上の大勢の方々で大変賑わいました。

東上野神吉地区(桑原地区長)



赤飯や煮物等を頂きながら、踊りや民謡等の余興で楽しい時間を過ごしました。

上野支部

今年は2日間とも お天気に恵まれ、 2 日間で 2,600 人 の方が来場し、大 盛況のうちに終了 しました。



第11回 上野州区交路5大 平成26年8月22日(日)~23日(土)黒門小学校

平成26年9月17日(水)埼玉県川越市他

上野支部 (土肥支部長) 【区民レクリエーション大会】

ひだか巾着田で 真っ赤な曼珠沙華 を鑑賞後、小江戸 川越で情緒あふれ る歴史的町並みを 満喫しました。

入谷支部

入谷地区 (作山地区長)

【夏の子供イベント】



平成26年8月24日(日)入谷町会会館前 子供イベントではパン作りを行い、かき 氷や焼きそば等の模擬店も大盛況でした。

入谷中央地区(服部地区長)

町会レクリエーション】



平成26年9月28日(日)奥多摩、青梅 当日は快晴に恵まれ楽しい一日を過ごす ことが出来ました。

仲入谷地区(込山地区長)

【金魚すくい大会】

【秋のレクリエーション】



平成26年8月24日(日)入谷1-10-4路上 今年も盛大に金魚すくい大会が行われ、 射的やスマートボール等も人気でした。



平成26年9月21日(日)鬼怒川、日光 カワウが岩の上で羽を休めている姿を見 ることができ、貴重な体験が出来ました。

光和会地区(幡野地区長)

【レクリエーション】



平成26年9月7日(日)油壺マリンパーク、三笠艦油壺マリンパークでペンギン等を見て、記念艦三笠を見学してきました。

【町会老人会研修旅行】



平成26年10月11日(土)~13日(月)伊豆熱海温泉 今年は伊豆熱海温泉に行き、皆さんゆっ たりと温泉に浸かり楽しんでいました。

【町会バスハイク】



平成 26 年 8 月 24 日 (日) 富士サファリパーク

下谷一丁目地区 (小泉地区長)

富士サファリパー アリックの動物に で美 で 美味しい海 を 食べました。

【納涼大会】



平成 26 年 8 月 31 日 (日) 小野照崎神社境内

本入谷地区

(矢部地区長)

今年は曇天でした が、例年以上のの 場者があり、追する 等、大盛況の ちた終了しました。

金杉二丁目地区(新井地区長)

当日は天候にも恵

まれ、、大きなでまれ、、大きなでといっ日を過ごす事が出来ました。

全杉支部

【町会レクリエーション】



平成26年9月14日(日)伊香保温泉

【こども夏祭りと盆踊り】



平成26年8月23日(土)一葉記念公園周辺

金杉一丁目地区

(鈴木地区長)

天気も良く、温泉 に入り、湖遊覧船に き榛名湖を感じる 乗っとの出来た旅行 でした。

竜泉中部地区

(竹谷地区長)

ども夏祭り、盆

踊りを行いました。

夕方からは、盆踊 りを行い、子供達

も一緒になって楽

しんでいました。

【第61回金杉二丁月町会大運動会】



平成 26 年 10 月 12 日 (日) 金曽木小学校校庭

| 木小学校校庭

谷中支部



平成26年9月28日(日)都立舎人公園

谷中第二地区

(山本地区長)

税務署からのお知らせ

地方法人税について

新たに地方法人税が創設されました。

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税が課税されます。

課税標準法人税額 × 4.4% = 地方法人税額

消費税について

消費税に任意の中間申告が出来るようになりました。

〇 制度の概要

中小企業者が計画的に納付を行っていただけるよう、任意の中間申告制度 (年1回・半期)が創設されました。

〇 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、<u>事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)</u>から適用されます。

≪改正前≫		《改正後》		
直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告回数	直前の課税期間の 確定消費税額	 中間申告回数 	
4,800万円超	年11回			
400万円超	年3回	変更なし		
48万円超	年1回			
48万円以下	中間申告 義務なし	48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能	

源泉所得税について

通勤手当の所得税非課税限度額が引上げられました。

改正後の非課税限度額

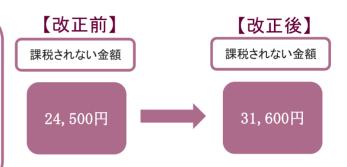
(平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に ついて適用されます)

例

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

自動車や自転車などの交通用具 を使用している人に支給する通 勤手当

通勤距離が片道55キロ メートル以上である場合



交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券については、変更はありません。

本稿は、国税庁ホームページの「地方法人税が創設されました(平成26年9月)」、 法改正等のお知らせ(平成25年11月)」及び「通勤手当の非課税限度額の引上げについて(平成26 年10月)」を基に作成しています。

このコーナーに対するお問い合わせは、東京上野税務署(03-3821-9001)に電話の後、 音声ガイダンスに従って番号「2」を選択して法人課税第1部門(内線413)までお願いします。

自宅からネットが便利

申告・納税

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネッ トを利用して、申告、申請・届出等ができます。

また、インターネットを利用してダイレクト納付やインター ネットバンキングによる納付ができます。

税務署に出向くことなく、 インターネットを利用して 申告、申請・届出等がで きます。

e-TaxO 還付金を早く受け メリット

取ることができます。

所得税の確定申告に おいて、医療費の領収書 等は、その記載内容を入力し て送信することにより、提出 等を省略することができ ます。

納税証明書の交付 請求手数料が安価

イータックス e-Tax ご利用の流れ

※ご利用のパソコンが推奨環境を満たしているかどうかを事前に e-Taxホームページで確認してください。

STEP 1 電子証明書と | Cカードリーダライタを準備します

①電子証明書は、市区町村、登記所のほか、民間発行機関等が発行する電子証明書 がご利用いただけます(手数料が必要です。)。

②電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダライタが必要です。

※税理士等による代理送信の場合は、納税者本人の電子証明書は不要です。

STEP 2 利用者識別番号をe-Taxホームページから申請して取得します

STEP 3 電子証明書の初期登録を行います

ご利用になるソフト(e-Taxソフト、e-Taxソフト(WEB版)又は確定申告書等作成コーナー) にて、雷子証明書の登録等を行います。

申告・申請等データを作成後、送信

※送信後、受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ず確認してください。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください(www.e-tax.nta.go.jp)

表紙「酉の市」・裏表紙〈衡・町・お〉 撮影:須賀広報委員

■平成26年11月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 古茂田降文 ■発行所 公益社団法人上野法人会 (〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

語ろうよ 親子でたまに 親のこと







【上野公園袴腰前のパンダ】

